

第2回定例会

平成十九年度補正予算など12議案を可決 十和田市現代美術館 アート工事請負契約締結

平成二十年三月二十日 完成予定

平成十九年第2回定例会は、六月十五日から十五日間の会期で開会され、報告十八件、議案十二件（議員提出議案二件含む）が上程された。その主なものは、平成十九年度一般会計補正予算、十和田市税条例の一部改正、十和田市現代美術館アート工事請負契約の締結など、いずれも原案のとおり可決された。

主な議案の内容

◆平成十九年度一般会計補正予算

今回の補正は、一億九百十五万二千円の追加で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ二百八十七億二千四百五十五万二千円となりました。

総務費

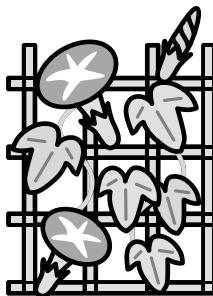
○コミュニティ対策費

（元町内会のコミュニティセンターの建設及び公園街地区町内会連合会が行うコ

イ活動への助成）

○保健衛生総務費

五百万元



◆十和田市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、高齢者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に固定資産税の減額措置を講ずる等、所要の改正をするためのもの。

八百十六万八千円
○地方特定道路整備事業費
五千二十万四千円
(都市計画街路儀兵平・千歳森線の第二期整備事業費)

◆十和田市現代美術館アート工事請負契約の締結について

(1)工事の名称

十和田市現代美術館
アート工事

(2)請負代金
四億九千七百七十万円

(3)契約の相手方
株式会社 丹青社

(4)契約方法
指名競争入札

◆字の区域及び名称の変更について

十和田湖畔地区の名称等を大字奥瀬字十和田湖畔休屋及び字樽部、子ノ口と変更するためのもの。

◆十和田市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

条例の一部改正につ

いて

休屋地区簡易水道、字樽

部地区簡易水道及び子ノ口地区簡易水道を統合して新たに十和田湖畔地区簡易水道を設置するとともに、十和田湖畔地区的字の区域及び名称の変更に伴い、十和田湖畔地区簡易水道の給水区域を改めるためのもの。



議場での課長級以上の職員紹介

◆十和田市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

過疎地域自立促進特別措

置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴い、課税免除の対象となる固定資産の適用期限を

等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の対象となる固定資産の適用期限を

2年延長する必要が生じ、かつ、暫定施行していた旧

十和田湖町の条例を新十和田市の条例として制定するためのもの。

十和田湖町の条例を新十和田市の条例として制定するためのもの。

十和田湖町の条例を新十和田市の条例として制定するためのもの。

十和田湖町の条例を新十和田市の条例として制定するためのもの。

※竣工期限
平成二十年三月二十日

第3回定例会日程(予定)は次のとおりです。

9月3日(月)
9月11日(火)～13日(木)
9月18日(火)
9月20日(木)

開会(提案理由の説明)
一般質問
決算審査特別委員会
閉会(議案審議)

※日程は変更になる場合がありますのでご了承ください。

◆市役所本館1階の総合案内で傍聴券の交付を受けてください。
◆傍聴券に住所・氏名・年齢を記入のうえ、係員に提示してください。
◆傍聴のルールをお守りください。
◆その他、詳しいお問い合わせは、議会事務局庶務係まで

☎23-5111 内線 414・415



第2回定例会を傍聴する皆さん

「市議会を傍聴してみませんか」

- 市役所本館1階の総合案内で傍聴券の交付を受けてください。
- 傍聴券に住所・氏名・年齢を記入のうえ、係員に提示してください。
- 傍聴のルールをお守りください。
- その他、詳しいお問い合わせは、議会事務局庶務係まで